

国際機構の権限は、その設立文書（constitutive instrument あるいは constituent instrument。「基本文書 basic instrument」と言うこともある）により明示的・黙示的に与えられたものに限られる。これまでに幾つも例を見てきたように、その権限の中には国際法規範定立の要素を持つものが含まれることが通例である。

例が多いのは、国際機構による条約作成である。国連の場合、[憲章](#) 13 条 1 項(a)により国際法の法典化と漸進的発達<sup>1</sup>が総会の権限とされており、国連の様々な機関が種々の条約作成を担当している。その代表例が[国際法委員会\(ILC\)](#)であり、また、商事法・経済法分野に限定してではあるが、[国連国際商取引法委員会\(UNCITRAL\)](#)である（いずれも総会の補助機関）。条約作成は ILC や UNCITRAL のような常設機関が担当しなければならない理由はなく、特定の条約について ad hoc の機関が設置されることも多い（例、[国連事務局法務部法典化課が事務を担当する機関のリスト](#)）。国連以外では ILO などの専門機関が条約作成を行っているのは既に見た。地域的国際機構では、[ヨーロッパ評議会\(外務省サイト\)](#)が[多くの条約作成](#)を行っている<sup>2</sup>。もちろん、条約の場合、諸国は当該条約に参加しない限り、その拘束を受けない。その意味で、条約作成は「立法」作業ではない。

他方、国際機構の活動には立法的要素を含むものもある。まず、機構の内部事項については、機構自身が立法を行わないと、機構が機能し得ない。明示的に定められている場合（例、国連憲章 21 条、22 条、29 条、30 条）は当然として、そうでない場合にも黙示的権限が認められることはあり得る。このような規範の拘束力の根拠は当該国際機構の設立文書に求められる。そこで、設立文書に由来する法という意味で、派生法(droit dérivé)あるいは二次法(secondary law)と呼ばれることがある。

やや特殊な例が憲章 108 条に基づく憲章改正である。総会における 3 分の 2 以上の多数での決定は、もちろん総会という国連の機関の決定である。さらに、安保理全常任理事国を含む加盟国 3 分の 2 以上の批准があれば改正後の国連憲章が全国連加盟国（＝全国連憲章当事国）を拘束することになる<sup>3</sup>ため、批准過程を時間差ある投票過程とする「安保理全常任理事国を含む加盟国 3 分の 2 以上」の多数による立法とみることもできる。

機構それ自体以外の主体（典型的には国家）を拘束する規範を定立する権限を有する機構もある。WHO（[WHO 憲章](#) 21 条・22 条<sup>4</sup>）・ICAO（[シカゴ条約](#) 37 条、54 条 1 項、90 条(a)）・

<sup>1</sup> 「法典化」「漸進的発達」については国際法（総論・領域）で学ぶ。

<sup>2</sup> ヨーロッパ評議会(the Council of Europe)はヨーロッパ連合(the European Union)とは別の国際機構であり、したがって当然ながら、EU の機関であるヨーロッパ理事会(the European Council)や EU 理事会(the Council of the European Union)とは全く異なる。

<sup>3</sup> この点で、通常の多数国間条約の改正とは大きく異なる。参照、[条約法に関するウィーン条約](#) 40 条 4 項。

<sup>4</sup> これに基づき作成された国際保健規則（IHR）については次回改めて検討する。

OECD（[OECD 条約](#) 5 条(a)）などがその例で、これらは国際機構が「立法」権を有する例だと言われることもある。ただ、これらを「立法」という語で表現するのは適切でないようにも思われる。どう考えるべきか。

また、このうち ICAO については、[国連により作成されたテロ関連条約](#)の中に関連するものがいくつかある。たとえば、1971 年の民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約（モントリオール条約）の 13 条を見れば、それが ICAO と何らかの関係性を有することがわかる。では、どのような場合に条約という形式が採用され、どのような場合にシカゴ条約の上記規定に基づく「立法」が用いられるのだろうか。

国家を拘束する国際機構の行為の典型例は、国連安全保障理事会の憲章 41 条・42 条の下での決定である（拘束力の根拠は憲章 25 条）。たとえば、[北朝鮮に対する制裁措置](#)は、特定の物品の輸出禁止など、様々な規範を設定している。ただし、これらは個別具体的な措置である。

しかし、安保理はそうでない措置を執ることもある。9.11 テロを受けて、国連安全保障理事会は[決議 1373 \(2001\)](#)を採択した。また、それをさらに詳細化したような[決議 1540 \(2004\)](#)も採択している。これらは、安保理による「立法」の例とされることもある。どのような意味において「立法」なのだろうか。また、安保理が「立法」する権限は何に根拠づけられるのだろうか<sup>5</sup>。

決議 1373(2001)・1540(2004)は、大きく分けて 2 つの批判を受けている。まず、憲章 40 条や 41 条が具体的状況における具体的措置しか想定していないことを根拠に、安保理はこのような「立法」を行う権限を持たないとする主張がある<sup>6</sup>。第二の類型の批判は、「立法」手続への参加およびその過程の透明性に鑑み、このような決議の採択は「不当」であるとするものである<sup>7</sup>。どのように考えるべきであろうか。

なお、立法について極めて特殊な制度を有するのがヨーロッパ連合（EU）である。EU 運営条約（[Treaty on the Functioning of the European Union](#)）288 条に 3 種の派生法（規則（regulation）、指令（directive）、決定（decision））が示されており、これらは EU 構成国を拘束する（決定は名宛てされている場合のみ）。また、EU は立法手続においても特殊である（参照、EU の[通常立法手続](#)）。

以上

---

<sup>5</sup> 詳しくは、村瀬信也（編）『[国連安保理の機能変化](#)』（東信堂、2009 年）、浅田正彦「安保理決議 1540 と国際立法」[国際問題](#) 547 号（2005 年）35 頁。

<sup>6</sup> Björn Elberling, “[The Ultra Vires Character of Legislative Action by the Security Council](#)”, *International Organizations Law Review*, vol. 2, 2005, p. 337, p. 343.

<sup>7</sup> Alan Boyle and Christine Chinkin, [The Making of International Law](#), Oxford, Oxford University Press, 2007, pp. 114-115.